

宝塚市指令宝業第 87 号
令和 4 年 (2022 年) 3 月 1 日

一般廃棄物処理業許可証

住所 宝塚市高司 5 丁目 2 番 36 号

氏名 海田工業株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 7 条第 1 項により、下記の種別の業務等を行うことを許可する。

宝塚市長 山崎 晴恵

許可の年月日 令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日

許可の有効期限 令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日

許可種別 I 一般廃棄物の収集運搬業務
(し尿、し尿浄化槽汚泥、し尿を含む
ビルピット汚泥及びディスポーザー汚泥を除く)
II 一般廃棄物積替え及び保管施設設置
(プラスチック類、紙・布、小型不燃
かん・びん、ペットボトル、可燃粗大、不燃粗大に限る)

許可施設所在地 宝塚市高司 5 丁目 2 番 36 号

許可条件 裏面のとおり

許可の条件

I 一般廃棄物の収集運搬許可

1 区域 宝塚市全域

2 車両

- (1) 作業移動時に乗車する目的で設けたステップ及びこれに類するもの、また、取っ手の類を取り付けた車両の使用を禁止する。
- (2) 収集車両には、「宝塚市許可業者」の文字をよく分かる場所に表示すること。

3 その他必要な事項

- (1) 収集、運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、同施行令、同施行規則、宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成6年条例第50号。以下「条例」という。）等関係法令並びに道路交通法を遵守するとともに、市関係職員から指示を受けたときは、これに従うこと。
- (2) 収集、運搬にあたっては、常に清潔を保持し運搬車から廃棄物が飛散又は流出しないようにすること。
- (3) 収集、運搬にあたっては、安全作業のできる人員を確保するとともに、作業者は服装、動作等に常に留意し市民に不快感を与えないよう親切、丁寧な態度で接すること。
- (4) 収集した一般廃棄物は、市が指定する場所にて搬入すること。
- (5) 市が定める分別方法に基づき収集し、混雑して搬入しないこと。また、粗大ごみ等の搬入については、前日までに係員と協議することとし、搬入時間等についても係員の指示に従うこと。
- (6) 申請書の記載内容に変更があったときは、すみやかに届出すること。
- (7) 収集、運搬業務中に市又は第三者に与えた損害はすべて許可を受けた者の責任とし、直ちに必要な措置を講ずるとともに復旧、補償等の一切の責任を負う。
- (8) 市長は、許可の有効期限内といえども、許可の条件に違反したときは、この許可を取り消すことができる。
- (9) 市長は、次回更新時まで、収集又は運搬の実績がない場合には、更新を許可しないことができる。

II 一般廃棄物積替え保管施設設置

1 施設 屋内施設のみ

2 対象物 廃掃法第2条第2項に定めるもののうち、宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例第9条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める分別区分のうち燃やすごみ以外の一般廃棄物とする。

3 その他必要な事項

- (1) 積替え及び保管を行う場所は、屋内施設であること。
- (2) 屋内で積替え及び保管を行うこと。
- (3) 積替えを行う場合を除き、保管を行ってはならないこと。
- (4) 市によって規定されているものと種類又は性状の異なるものを混合して保管しないこと。
- (5) 積替え及び保管の施設における搬入及び搬出は、自ら行うこと。
- (6) 事業計画書に定める保管容量の上限を超えて搬入しないこと。
- (7) 積替え及び保管した一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。特に厨芥類等の腐敗性のある一般廃棄物については、生活環境の保全に努め、速やかに搬出すること。また、性状が変化しない一般廃棄物についても、5日を超えて保管しないこと。
- (8) 市長は、必要があると認めるときは、廃掃法第19条第1項の規定に基づき、市職員に、積替え及び保管を行う場所に立ち入り、前条に規定する事項が遵守されているかどうかの確認のための検査を行わせるものとする。
- (9) 市長は、許可の有効期限内といえども、許可の条件に違反したときは、この許可を取り消すことができる。